

奈良県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定に基づき
営土地改良事業（県営ほ場整備事業・百済川向地区）計画を変更したので、同条第十八
項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書
の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月四日

奈良県知事 山下 真

一 縦覧期間

令和五年八月九日から同月二十九日まで

二 縦覧場所

橿原市役所

広陵町役場